

**「生活者としての外国人」のための
特定のニーズに対応した日本語教育事業**

審査基準

「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業
審査基準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業企画・評価会議（以下「企画・評価会議」という。）を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

原則として、以下の条件を満たす者のうち、最も得点の高い者から順番に採択するものとする。

- ・「IV 評価項目」のうち、「1. 事業の内容に関する評価」及び「2. 事業実施体制及び実績に関する評価」（1）の項目について、各委員の合計点を平均した点数が3.0点以上であること。
- ・これまでに本事業を活用した団体が新たな「特定のニーズ」に取り組む場合、これまで取り組んできた特定のニーズやそれを踏まえた事業内容との差別化が図られていること。

採択件数は公募時点の予定件数であり、企画・評価会議の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目（各項目のカッコ内は配点の満点を示す。満点58点）

1. 事業の内容に関する評価

（1）事業の目的及び成果

- ① 応募事業の目的が「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業が目指す事業目的にかなっていること。（5点）
- ② 事業の成果の検証方法が具体的に示されていること。（5点）

（2）「特定の課題に対する学習ニーズ（以下、特定のニーズという。）」及びそれに対応した日本語教育プログラムの提案

- ① 着目する特定のニーズに先進性があること。（5点）
- ② 着目する特定のニーズに対する対応としての日本語教育及びそれに関連する取組を十分に検討する計画であること。（5点）

③ 提案される日本語教育プログラムが、先導的事例として他の日本語教育を行う団体にも参考となるものとなっていること。（５点）

（３）日本語教育に関連する取組の実施

特定のニーズに対応した日本語教育の実施を円滑に行うことができるよう、日本語教育の効果を高める取組が計画されていること。（５点）

（４）事業の成果の発信や普及及び一般に対する日本語教育への理解の促進

事業の成果が他地域や同様の特定のニーズを抱える団体等に発信・普及されるとともに、本事業で取り組む特定のニーズ及びそれに対応する日本語教育が一般に理解されるものとする取組が盛り込まれていること。（５点）

（５）経費の妥当性

事業の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。（５点）

2. 事業実施体制及び実績に関する評価

（１）事業実施体制

① 事業実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。（５点）

② 日本語教育や特定のニーズに関する専門機関など、事業実施に必要な関係者及び関係機関との連携体制がとられるようになっていること。（５点）

（２）実績

事業を効果的に実施するために必要な日本語教育関係事業の実績を有していること。（５点）

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。（３点）

V 評価基準

1. 「Ⅳ 評価項目」「1. 事業の内容に関する評価」～「2. 事業実施体制及び実績に関する評価」については以下の５段階評価にて採点を行う。

（満点５５点）

大変優れている＝５点 優れている＝４点 普通＝３点
やや劣っている＝２点 劣っている＝１点

2. 「Ⅳ 評価項目」「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行

う(※)。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

(※) 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の満点は3点とし、以下のように評価する。

○えるぼし認定等(女性活躍推進法)

- ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと) = 1点
- ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと) = 1.5点
- ・認定段階3 = 2点
- ・プラチナえるぼし認定 = 3点
- ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0.5点

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

- ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定) = 1点
- ・トライくるみん認定 = 1.5点
- ・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。))による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。)) = 1.5点
- ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) = 1.5点
- ・プラチナくるみん認定 = 3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 2点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点